

長野県最低賃金

時間額

948 円

令和5年 10月1日から

みんなに知って欲しい最低賃金

計量器等製造業

—最低賃金—



時間額

983 円

令和5年12月24日発効

はん用機械器具製造業

—最低賃金—



時間額

994 円

令和5年12月20日発効

各種商品小売業

—最低賃金—



時間額

950 円

令和5年12月31日発効

最大600万円を助成

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

★「長野県最低賃金」（地域別が次のとおり改正されました。）

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	
長野県最低賃金	948 ^円	令和5年10月1日	長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ
		改正前 908 円	

★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	983 ^円	令和5年12月24日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	994 ^円	令和5年12月20日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業（衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。）	950 ^円	令和5年12月31日		① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	948 ^円	※ 令和元年12月31日850円。長野県最低賃金額を下回っているため、長野県最低賃金額948円が適用されます。		

※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。（長野労働局HPにて確認できます。）適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定（産業別）最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

長野労働局 検索

最低賃金とは



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）へ